

令和6年1月10日

## 第10回

# 玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

## 令和5年度第10回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年1月10日(水) 午後1時30分～午後1時55分
2. 場 所 玉東町福祉センター 2階 研修室A
3. 出席委員(7名)  
会 長 1 番 山野信也  
会長職務代理者 7 番 鬼塚忠正  
委 員 3 番 坂口政文 5 番 清田伸一 8 番 清田 勇  
9 番 前川政樹 10 番 小山省三  
  
推進委員 田尻稔男
4. 欠席委員(3名) 2 番 永田麻衣 4 番 徳山道也 6 番 上田佳子
5. 議事日程  
日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名  
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第3 議案第2号 農地中間管理機構の農地売買について  
日程第4 議案第3号 その他
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 岩川康幸 局長補佐 奥村佳織

## 事務局

ただ今から、令和5年度玉東町農業委員会第10回総会を開会いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 会長

《挨拶》

## 事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は~~全員出席のため~~（7名で過半数を満たしておりますので）、総会が成立していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。それでは、会長、よろしくお願い致します。

## 議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は7番鬼塚委員、8番清田委員を指名します。また、書記に事務局の奥村局長補佐を指名します。

よろしく申し上げます。

## 議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について

= 1頁、議案第1号について議案書をもとに朗読 =

それでは、詳細について説明いたします。

借受人は現在、農業関係の会社に勤務されており、会社員の傍ら、父親と一緒に農業にも従事されており、現在、米とみかんの栽培をされています。今回、相手方の要望により使用貸借権の設定をされるものです。

申請地につきましては、3ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

**議長**

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

**7番 鬼塚委員**

貸出人の方は以前、西安寺の方に貸されていたのですが、都合があつて小作できなくなり新たに借り人の方へ貸し出されますが、1年近く管理がなされてなくて現状は新たな借り人の方が手入れをされて管理されている状態です。

**議長**

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

**推進 田尻委員**

地元の地区を盛り上げていく人が引き受けてくれたので問題ありません。

**議長**

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

**議長**

ありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号について、承認される方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

**議長**

賛成多数。よって議案第1号は、承認されました。

続きまして、日程第3、議案第2号農地中間管理機構の農地売買について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

**事務局**

4ページです。(朗読)

農業公社利用による所有権移転につきましては、今回は公社への売り渡しで、田が1筆で面積は1,062㎡です。

当事者、物件及び対価等は、そこに記載のとおりです。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

**議長**

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

**議長**

無いようですので、議案第2号、農地中間管理機構の農地売買については終わります。

**議長**

その他ですが、事務局から何かありますか。

**事務局**

あっせん基準の改正

**議長**

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第10回総会を閉会いたします。

閉会 午後1時55分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年1月10日

玉東町農業委員会会長

㊟

7 番委員

㊟

8 番委員

㊟